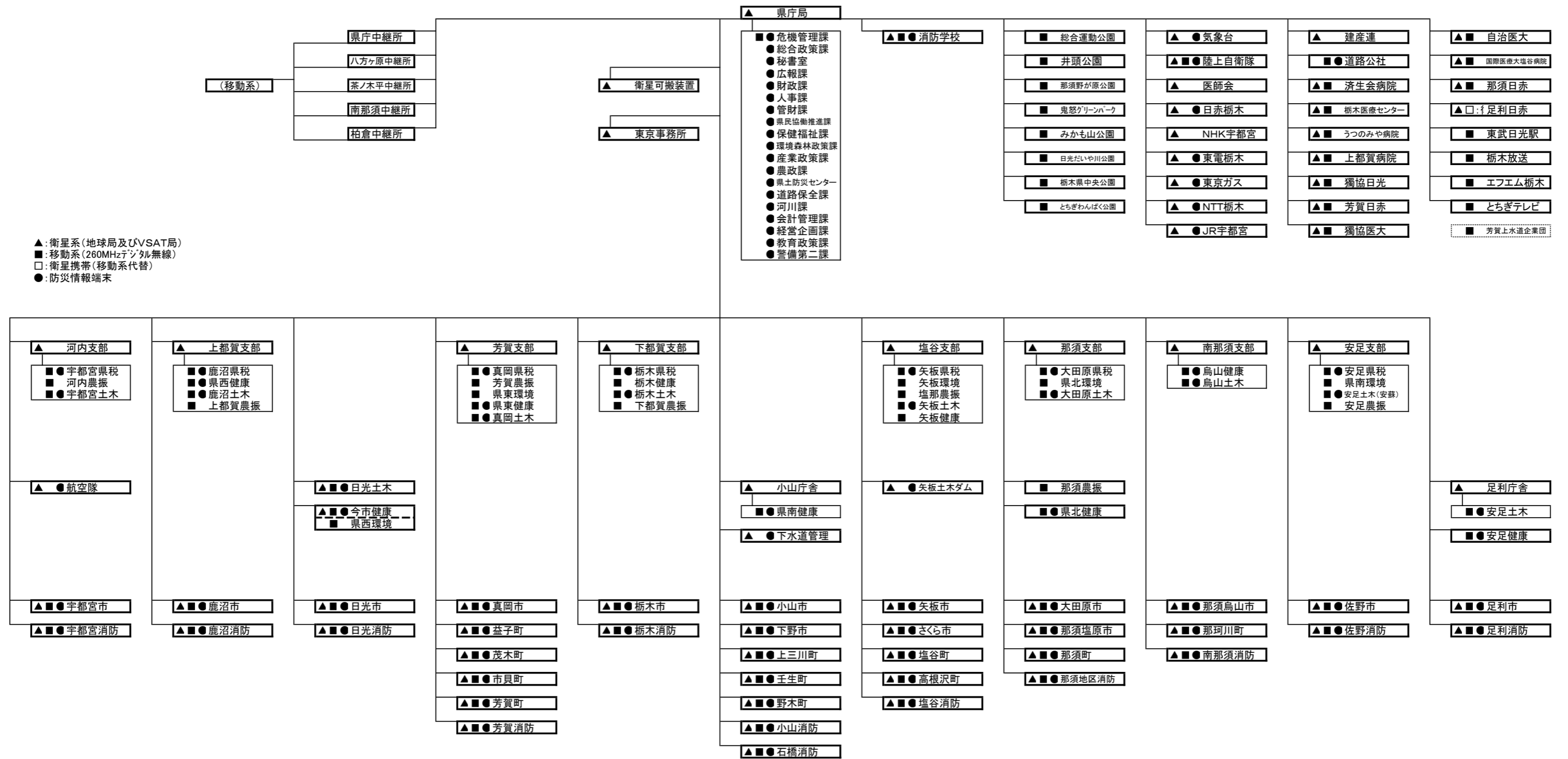


2-13-1 栃木県防災行政ネットワーク構成図 令和5(2023)年4月1日現在



2-13-2 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書

(1) 市町

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

(通信施設の設置)

第2条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その付属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

(経費の負担)

第3条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。ただし、第2号のエの費用は甲が他の通信施設等の費用も含め一括支払うものとし、これに要する経費は、次条第1項の栃木県防災行政ネットワーク運営協議会において決定した額を毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

1 甲が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（乙が負担する額を除く。）

イ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）

ウ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料の2分の1に相当する額

2 乙が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（甲が負担する額を除く。）

イ 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費

エ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料の2分の1に相当する額

オ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

(栃木県防災行政ネットワーク運営協議会)

第4条 通信施設の円滑な運用及び管理運営に関し必要な事項を協議するため、栃木県防災行政ネットワーク運営協議会を設置する。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成24年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 各市町長

(2) 消防本部

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第2条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その付属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第3条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。

1 甲が負担する経費

- ア 通信施設の設置に要する経費
- イ 通信施設の維持管理に要する経費
- ウ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）
- エ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料

2 乙が負担する経費

- ア 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費
- イ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費
- ウ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成24年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 各消防本部消防長

(3) 防災関係機関

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の建物等に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第2条 甲は、乙の管理する建物等に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な施設、その付属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第3条 通信施設の管理運営に関する一切の経費は、甲が負担するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成24年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

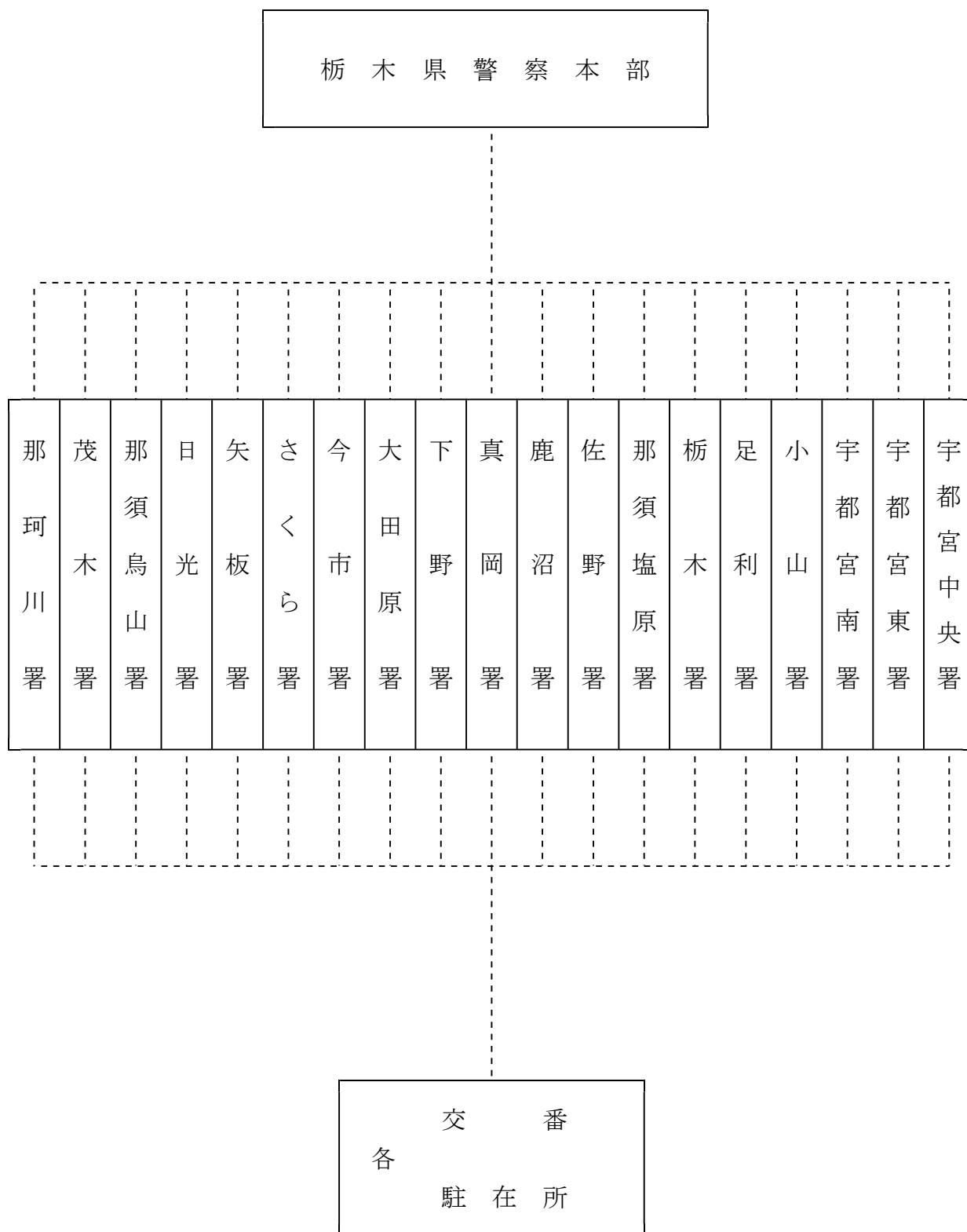
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 各防災関係機関の長

2-13-3 栃木県警察専用有線電話通信系統図



栃木県警察超短波無線通信系統図

